三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字倉骨五二三四の五一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字倉骨五二三四の五一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県伊賀市音羽字井堰五二九の三、字神田五九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十二号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

本則の表利率の欄中「一・一パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・三パーセント」及び「一・四パーセント」を「一・六パーセント」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月二十九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の型式	製造者の住所
第5008号	救命胴衣（固型式）	2010N　型	東京都江東区東雲１丁目２番１号	日本救命器具株式会社
第5009号	〃	NQ—10A　型	〃	〃
第5007号	救命胴衣（固型式）（子供用）	2010C　型	〃	〃
第5010号	〃	NQ—10C　型	〃	〃
第5011号	救命胴衣（固型式）（幼児用）	2010　ＩＦ　型	〃	〃

○国土交通省告示第十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の型式	製造者の住所
第Ｆ—437号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	ＬＢ—0101Ｌ１	天龍工業株式会社	富山県富山市婦中町道場１番地３
第Ｆ—438号	〃	ＬＢ—0101Ｍ１	〃	〃

○国土交通省告示第十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十二月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の型式	製造者の住所
第5015号	固型一般救助艇　ＶＯＸ46	株式会社信貴造船所	大阪府堺市堺区出島西町３番36号

○国土交通省告示第十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年十二月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2930号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ—80ＴＲＳ	株式会社信貴造船所	①　承認板及び艤装品数量の変更 ②　ＭＳＣ．272(85)、ＭＳＣ.274(85)への適合確認
第3307号	〃	ＳＺ—65ＴＲＳ	〃	〃
第4022号	〃	ＳＺ—73ＴＲＳ	〃	〃